

一般財団法人日本看護学教育評価機構

看護学教育評価実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）が、「評価事業基本原則」に基づいて実施する看護学教育評価（以下、「評価」という。）に関する事項について定める。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、看護系大学の看護学教育プログラムとする。

(評価の申請)

第3条 評価を受審しようとする大学は、受審の前々年度の別に指定する期日までに所定の「看護学教育評価事前申請書」を理事長宛に提出する。

- 2 機構は、「看護学教育評価事前申請書」を踏まえて、当該年度に評価を受審する大学（以下、「受審校」という。）を決定する。
- 3 受審校は、別に指定する期日までに所定の「看護学教育評価申請書」と、「自己点検・評価報告書（草案）」、「評価基準チェックシート」および根拠資料を提出し、所定の期日までに受審料を納入する。
- 4 受審校は、別に指定する期日までに「自己点検・評価報告書」、「評価基準チェックシート」および根拠資料を提出する。
- 5 受審校は、次の各号の要件をすべて満たしていなければならない。
 - (1) 機構の会員であり、年会費を納入していること。なお、2回目以降の受審では、その間も会費納入を継続していること。
 - (2) 学部・学科等設置後完成年次を迎え、卒業生を輩出しており、完成年次の文部科学省の設置計画履行状況等調査を終了していること。
 - (3) 機関別認証評価を受審し、適合と認証されていること。
- 6 受審校の決定に際しては、会員歴の長い大学を優先する。

(評価のプロセス)

第4条 受審校は、受審前年度に機構の「評価基準」に従って自大学の看護学教育プログラムを自己点検・評価して「自己点検・評価報告書（草案）」と「評価基準チェックシート」を作成し、根拠資料を添えて、別に指定する期日までに機構に提出する。

- 2 機構は、受審校が提出した「自己点検・評価報告書（草案）」・「評価基準チェックシート」および根拠書類について様式・書類等の不備がないかどうか確認する。
- 3 受審校は、機構から指摘された事項について修正し、「自己点検・評価報告書」を作成し、「評価基準チェックシート」と根拠資料を添えて別に指定する期日までに機構に提出する。
- 4 機構は、受審校が提出した「自己点検・評価報告書」・「評価基準チェックシート」と根拠資料に対する書面調査および実地調査（訪問またはWeb調査）に基づいて、受審校の看護学教育プロ

グラムを評価する。

- 5 機構は、評価委員会または評価チームの要求に基づき、評価実施中に追加の根拠資料を受審校に対して求めることができる。
- 6 機構が、受審校ごとに実施する評価の手順は、以下のとおりとする。
 - (1) 評価委員会は、受審校ごとに評価チームを編成し、担当する評価チームを割り当てる。
 - (2) 評価チームは、受審校が提出した「自己点検・評価報告書」・「評価基準チェックシート」および根拠資料の書面調査を実施し、「受審校への質問書」を作成して機構に提出する。
 - (3) 機構は、「受審校への質問書」を受審校に送付し、回答を求める。
 - (4) 受審校は、質問の内容を検討し、「受審校への質問に対する回答書」を作成して、機構に提出する。
 - (5) 評価チームは、書面調査ならびに「受審校への質問に対する回答書」を踏まえ、実地調査（訪問またはWeb調査）を実施する。書面調査および実地調査の結果を「評価チーム報告書」としてまとめ、評価委員会に提出する。
 - (6) 評価委員会は、評価チームの報告を基に、「評価報告書（評価委員会案）」を作成する。
 - (7) 機構は、「評価報告書（評価委員会案）」を当該受審校に送付し、評価内容等について意見申立てを受け付ける。
 - (8) 受審校は、「評価報告書（評価委員会案）」に対して「意見申立書」を作成し、機構に提出する。
 - (9) 評価委員会は、意見申立てがあった場合には、その内容を検討した上で、「評価報告書（評価委員会案）」を必要時修正し、総合評価部会に提出する。
 - (10) 評価委員会は、「意見申立に対する回答書」を作成し、機構は、受審校に送付する。
 - (11) 総合評価部会は、「評価報告書（評価委員会案）」を検討した上で、当該受審校の看護学教育プログラムに対して、「適合」「保留」「不適合」のいずれかによる総合判定を行い、「評価報告書」を作成し、理事会に提出して承認を得る。

（評価の結果）

第5条 評価の結果は、「適合」「保留」「不適合」の総合判定によって示す。

- 2 総合評価部会は、評価領域全般にわたって概ね評価基準に適合しているものの、改善すべき点が多いと判断した場合に「保留」と判定する。
- 3 総合評価部会は、評価領域全般にわたって評価基準に適合していないと判断した場合に「不適合」と判定する。
- 4 機構は、「適合」の判定を受けた看護学教育プログラムを認証する。

（評価結果の通知および公表）

第6条 機構は、「適合」「保留」「不適合」の評価結果を「評価報告書」により申請者に理事長名で通知する。

- 2 機構は、申請者に通知した「評価報告書」を機構のホームページに掲載する。ただし、受審校の自己点検・評価において根拠資料として提出されたデータ・資料等についてはこの限りではない。

(評価の認証期間)

第7条 総合判定が「適合」となった場合の認証期間は、評価実施翌年度の4月1日から7年間とする。

(情報公開)

第8条 機構は、看護学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、機構の事業活動に係る事項について公表するとともに、その他、評価に関して機構が保有する情報についても、可能な限り、機構のホームページへの掲載等適切な方法により提供する。

- 2 機構は、評価に関する保有文書の開示を請求された場合は、原則として開示する。
- 3 機構が保有する各大学から提出された文書の開示にあたっては、当該大学と協議を行った上で決定する。

(大学への提言)

第9条 大学に対する提言は、長所・特色（優れている点、独創的な点など）、検討課題、改善勧告の3種で構成する。

- 2 総合判定が「適合」であっても、「検討課題」や「改善勧告」として指摘された問題については、大学は、原則として受審年の翌年度から3年以内に、「改善報告書」を作成し、機構に報告しなければならない。
- 3 機構は、「改善報告書」を評価委員会で検討し、検討結果を当該大学に確認した後、総合評価部会の審議を経て、公表する。

(再評価)

第10条 第5条2項より、「保留」と判定された大学は、「評価報告書」受領の翌年度から3年以内に、指摘された看護学教育プログラムの問題点を改善し、再評価を申請しなければならない。

- 2 再評価の申請は、前項に定める期間内の毎年度3月末までに、所定の「再評価申請書」と、「再評価改善報告書」および根拠資料等を機構の理事長宛に提出する。
- 3 再評価の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 評価委員会は、再評価を担当する評価チームを決定する。
 - (2) 評価チームが「再評価改善報告書」および根拠資料等の書面調査を行う。また必要に応じて実地調査（訪問またはWeb調査）を実施する。
 - (3) 再評価では、評価チームの報告に基づいて評価委員会が、再評価の対象となった問題点の改善結果を評価し、当該大学の本評価結果と併せて、総合判定を「適合」または「不適合」とした「再評価報告書」を作成する。
 - (4) 「再評価報告書」は、総合評価部会の審議を経て決定する。
 - (5) 機構は、再評価の結果を「再評価報告書」によって大学に通知し、これを公表する。
 - (6) 再評価の手続きが期限内に行われなかった場合、機構は、すでに公表されている当該大学の本評価段階での「評価報告書」に「不適合」の総合判定と経緯の説明を付して公表する。
 - (7) 再評価においては、総合判定を「保留」とすることはない。
 - (8) 再評価において「適合」とされた場合の認証期間は、本評価受審年の翌年度4月1日から起算した正規の認証期間の残りの期間とする。

(異議申立て)

第11条 総合判定が「適合」ではなかった大学は、評価結果の変更を求める異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、「評価報告書」を受け取ってから2週間以内に「異議申立書」を作成し、機構の理事長宛に提出する。

3 異議申立てがあった場合には、「評価報告書」公表時に異議申立てがあったことを公表する。

4 異議審査委員会は、「異議申立書」について速やかに審議する。

5 異議審査委員会は、審査の結果について「異議審査報告書」を作成し、総合評価部会に提出する。

6 総合評価部会は、提出された「異議審査報告書」を審議し、その結果を「異議審査書」として機構の理事長名で大学に通知する。

7 「異議審査書」は、機構のホームページへの掲載等、適切な方法で公表する。

8 大学は、「異議審査書」に対して異議を申し立てることはできない。

(受審料)

第12条 受審校は、別に定める受審料を指定の期日までに納入しなければならない。

(評価後の重要な変更の届出)

第13条 「適合」と認定された大学は、評価に関する教育研究活動等に重要な変更が生じた場合、変更後3か月以内にその内容を機構に届け出なければならない。

2 機構は、前項の届出に対して、総合評価部会において当該大学の意見を聴取し、「評価報告書」に当該事項を付記する等、必要に応じた措置を行う。

3 届出の方法、審査体制、届出対象事項の範囲、通知方法等は別途定める。

(認定の取り消し)

第14条 「適合」と認定された大学において、第7条または第10条3項8号に定める認証期間内に、「自己点検・評価報告書」ならびに「再評価改善報告書」や機構に届け出ている基本情報等の内容において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など、評価結果に影響を与える意図的操作が認められることが判明したときは、総合評価部会の議を経て、理事会の承認により「認定」を取り消すことがある。

2 認証期間中に、適合についての重大な疑義が生じたときは、総合評価部会で調査のうえ、理事会で「認定」を取り消すことがある。

(改正)

第15条 この規則の改正は、総合評価部会の決議により行う。

附則

1. この規則は、2019年8月23日から施行する。

2. この規則の改正は、2019年12月6日から施行する。